

意見書案第 4 号

離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 4 日提出

提 出 者 中間市議会議員 田 口 澄 雄

賛 成 者 中間市議会議員 柴 田 芳 信

離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書

今年５月１７日の参議院本会議において、「共同親権」を導入する改定民法案が、可決成立しました。

いまは、離婚後の親権は単独親権となっていますが、公布の日から２年以内にこの法が施行され、父母が同意すれば共同親権を選択できることになります。

ただし、離婚後の父母間で合意できない場合は、家庭裁判所の判断で決定されます。

DV等で別居した場合、加害者の干渉支配が復活・継続し、子の権利や福祉が大きく損なわれる危険性があります。

特に医療行為において、「共同親権」者の同意が求められることによって、医療機関が訴訟リスクを恐れて、医療行為を控える事態も予想されます。このことは子どもの命の危険性にかかわる問題でもあります。

また、家庭裁判所の判断に際しては、十分な調査が求められますが、現在の状況下では、人的・物的体制が不十分であることが指摘されています。そのため調査不足のまま決定が下される恐れがあります。

何よりも、子どもの利益を守る上で、子ども自身の意見が反映されないことも問題となっています。このことは、日本も批准している子どもの権利条約にも反するものです。

「親権」と言われますが、実際には親の権利ではなく、子どもに食事や教育を受けさせ子どもの財産を管理するなど、子どもに対する養育の義務責任であり、親権者である親の質が問われる問題です。安易に判断されると新たな問題が生じる危険性があります。

このことは家庭と親子関係に関する戦後民法の根本にかかわる問題です。

十分な国民的議論の上で、再度考えなおすべき問題だと思います。一国会で決めてしまったのは拙速だと思います。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和６年７月４日

中 間 市 議 会

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
内閣官房長官	林芳正様
法務大臣	小泉龍司様